

## 予防接種の定期接種化について

### 1 新型コロナウイルスワクチンの定期接種化

#### (1) 背景

- ・ 国から、新型コロナウイルス感染症の予防接種を特例臨時接種として実施してきたが、令和5年度をもって終了し、令和6年度からは予防接種法のB類疾病の定期接種として実施することが示された。
- ・ 令和6年度からは重症化予防として実施することから、接種対象者を65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で一定の基礎疾患を有する重症化リスクが高い者とし、年1回で秋冬の接種となった。

#### (2) 事業内容

重症化予防を目的に、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、法に基づく定期接種として実施する。

##### ア 接種対象者

- ・ 65歳以上の者
- ・ 60歳から64歳で一定の基礎疾患を有する者

##### イ 接種期間

- ・ 接種は年1回、時期は秋冬

##### ウ 使用ワクチン

- ・ 流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、ワクチンのウイルス株を毎年選択

##### エ 自己負担額

- ・ 他のB類疾病（季節性インフルエンザなど）と同様に費用負担あり  
※本市における自己負担額は検討中

#### (3) その他

令和6年度以降においては、新型コロナワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、定期接種の対象者以外であっても、予防接種法に基づかない「任意接種」として、全額自己負担で接種は可能となる。

## 2 5種混合ワクチンの定期接種化

### (1) 背景

- ・ 現在は、H i b感染症及びジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風の4種混合ワクチンにて接種を行っている。
- ・ 5種混合ワクチンは、令和5年3月に阪大微研、令和5年9月にKMバイオロジクスのワクチンがそれぞれ薬事承認された。
- ・ 令和5年12月、第58回予防接種基本方針部会において、令和6年4月からの定期接種化が承認された。

### (2) 事業内容

5種混合ワクチンを予防接種法上のA類疾病とし、法に基づく定期接種として実施する。

#### ア 接種対象者

- ・ 生後2カ月から生後90カ月に至るまでの間

#### イ 使用ワクチン

- ・ ゴービック（阪大微研）
- ・ クイントバック（KMバイオロジクス）

#### ウ 接種方法

- ① 初回接種：生後2カ月から生後7カ月に至るまでに開始し、4週間から8週間までの間隔をおいて3回
- ② 追加接種：初回接種終了後から6カ月から13カ月までの間隔をおいて1回

#### エ 定期接種開始

- ・ 令和6年4月1日